

◎纖維製品の貿易に関する日本国政府と欧州経済
共同体との間の協定

(略称) 欧州経済共同体との纖維製品貿易協定

昭和五十一年七月九日 プラッセルで署名
昭和五十一年七月九日 効力発生
昭和五十一年九月二十日 告示

(外務省告示第三〇四号)

目次

前文		六五五
第一条 適用対象		六五五
第二条 ジュネーヴ取極又はGATTの権利義務への影響		六五六
第三条 GATTに基づいて正当化されない現行の一方的数量制限、二国間取極等の廃棄		六五六
第四条 協議の実施目的及び特別手続等		六五八
第五条 情報交換及び会合の開催		六五九
第六条 効力発生、修正、終了並びに協定の適用地域		六五九
末文		六六一
日本側書簡		六六一
1 数量制限枠の設定		六六一

欧州経済共同体との繊維製品貿易協定

2	数量制限枠の運用	六六一
3	数量制限枠の対象にならない繊維製品	六六一
4	繊維製品輸出の平均配分	六六一
5	貿易の伝統的取引系列及び方法の維持	六六二
6	数量制限枠内の製品に対する取極第三条援用除外	六六二
7	数量制限枠の未使用分の移し替え	六六二
8	統計資料、統計情報等の提供	六六三
9	協議	六六三
10	両当事者の法令による規定実施	六六四
	付表 I A 部 共同体枠	六六五
	付表 I A 部 地域枠	六六六
	付表 I B 部 協議水準	六六八
	付表 II 管理制度の詳細	六六九
	付表 II の別添 日本国からの輸出証明書	六七〇
	共同体側書簡	六七二

繊維製品の貿易に関する日本国政府と欧州経済共同体と
の間の協定

一方日本国政府及び他方欧州共同体理事会は、
千九百七十三年十二月二十日にジュネーヴで作成された繊維
製品の国際貿易に関する取極（以下「ジュネーヴ取極」という。）
の規定に基づいて日本国と欧州経済共同体（以下「共同体」と
いう。）との間の繊維製品の貿易の秩序あるかつ衡平な発展を確
保することを希望し、
双方の繊維製品の貿易に関するいかなる問題も、協議を通じ
てかつ相互協力の精神をもつて解決することを希望し、
次のとおり協定した。

第一条

この協定は、いずれか一方の当事者を原産地としかつ積出地
とする繊維製品の種目であつてジュネーヴ取極第十二条１に言
及するものの両当事者間の貿易に適用する。

欧州経済共同体との繊維製品貿易協定

A G R E E M E N T
BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND
THE EUROPEAN ECONOMIC COMMUNITY
ON TRADE IN TEXTILES

The Government of JAPAN,
of the one part,
the Council of the European Communities,
of the other part,

DESIRING to ensure, in accordance with the
provisions of the Arrangement regarding Inter-
national Trade in Textiles done in Geneva on
20 December 1973 (hereinafter referred to as
"the Geneva Arrangement"), the orderly and
equitable development of trade in textiles
between Japan and the European Economic Com-
munity (hereinafter referred to as "the
Community"),

DESIRING to solve any problem regarding
their trade in textiles through consultations
and in a spirit of mutual co-operation,

HAVE AGREED AS FOLLOWS:

ARTICLE 1

This Agreement shall apply to the trade
between the Parties in those categories of
textiles originating in and despatched from
either Party which are referred to in paragraph
1 of Article 12 of the Geneva Arrangement.

第二条

- ジュネーヴ取極又は関税及び貿易に関する一般協定に基づく両当事者のそれぞれの権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 2 両当事者は、この協定の規定に基づいて両当事者間で別に合意される場合を除くほか、この協定がジュネーヴ取極第三条に基づく両当事者のそれぞれの権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを認めかつ確認する。

第三条

いづれか一方の当事者によりジュネーヴ取極第二条1に従つて繊維監視機関に通報されたすべての現行の一方的数量制限、二国間取極及び制限的效果を有するその他のいかなる数量措置も、関税及び貿易に関する一般協定に基づいて正当化されない場合には、この協定の締結後できるだけ速やかに、かつ、いかなる場合においても千九百七十七年三月三十一日までに廃棄される。

第四条

1 両当事者は、両当事者間の繊維製品の貿易に関するいかなる問題についても、及び、特にこの協定の適用から生ずるいかなる問題についても、いづれか一方の当事者の要請に基づ

ARTICLE 2

1. The provisions of this Agreement shall not affect the respective rights and obligations of the Parties under the Geneva Arrangement or under the General Agreement on Tariffs and Trade.
2. The Parties recognise and confirm that this Agreement shall not affect the respective rights and obligations of the Parties under Article 3 of the Geneva Arrangement, except as may be agreed otherwise between them under the provisions of this Agreement.

ARTICLE 3

All existing unilateral quantitative restrictions, bilateral agreements and any other quantitative measures in force having a restrictive effect, which have been notified by either Party to the Textiles Surveillance Body under paragraph 1 of Article 2 of the Geneva Arrangement, shall, unless justified under the provisions of the General Agreement on Tariffs and Trade, be terminated as soon as possible after the conclusion of this Agreement and in any case by 31 March 1977.

ARTICLE 4

1. The Parties shall enter promptly into consultations with each other at the request of either Party on any problem concerning their trade in textiles and in particular on any problem arising from the application of

ジュネーヴ取極又は関税及び貿易に関する一般協定に基づく両当事者のそれぞれの権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

GATTに基づいて正当化されない現行の一方的数量制限、二国間取極等の廃棄

協議の実施目的及び協定の特別手続

いて相互に速やかに協議に入る。このような協議は、ジュネーブ取極の規定に従つて、相互信頼と協力の精神をもつてかつ両当事者間に存在する相違を調整する目的で行われる。

2 (1) 一方において、日本国及び共同体における市場攪乱^{かくらん}（ジュネーブ取極附属書 A に定める。）の真の危険を回避し、他方において、両当事者の繊維製品の輸出貿易の攪乱^{かくらん}を回避するという両当事者の希望にかんがみ、特別の協議手続が次のとおり定められる。

(ii) 協議は、いずれか一方の当事者の見解によれば、その市場（共同体については、いずれかの又はすべての構成国における市場）において一般的に存在する条件が市場攪乱^{かくらん}の真の危険の存在を示すようなものであるすべての場合に、当該当事者の要請に基づいて行われる。このような協議を求める要請には、市場攪乱^{かくらん}の真の危険の存在を示すことを目的とした資料を含む市場条件の説明書が付されなければならない。

(iii) 両当事者は、協議において、状況を明確にし、かつ、(i) に規定する目的を実現する相互に受諾可能な解決に到達することを目的として、関連資料に基づいて当該案件を審査する。

(iv) 協議において双方にとつて満足な結論に到達するときまでは、各当事者は、協議を要請する他方の当事者が協議の結論が得られるまでの間、状況の悪化を回避するために緊急に必要と考える短期の暫定的措置のための提案に対し、

this Agreement. Such consultations shall be held in conformity with the provisions of the Geneva Arrangement in a spirit of mutual confidence and co-operation and with a view to the conciliation of differences existing between them.

2. (i) In view of the desire of the Parties to avoid, on the one hand, real risks of market disruption (as defined in Annex A of the Geneva Arrangement) in Japan and in the Community and, on the other hand, disruption to their export trade in textiles, specific procedures for consultations are set out below.

(ii) Consultations shall be held at the request of either Party in any case in which, in the opinion of that Party, conditions prevailing in its market (in the case of the Community, in the markets in any or all of its regions) are such as to demonstrate the existence of real risks of market disruption. Any request for such consultations shall be accompanied by a statement of the market conditions which shall include data designed to demonstrate the existence of real risks of market disruption.

(iii) In such consultations, the Parties shall examine the case on the basis of relevant data with a view to clarifying the situation and to arriving at mutually acceptable solutions which realise the objectives set out in sub-paragraph (i) above.

(iv) Until such time as a mutually satisfactory conclusion is reached in such consultations, each Party shall accord sympathetic consideration to any proposal for short-term interim measures considered by the other Party requesting consultations as urgently necessary to avoid a deterioration of the situation

好意的配慮を与える。

(v) この2に言及する協議は、協議を求める要請の後で
限り速やかに、かつ、通常は六十日以内に行われる。両当
事者がこのような協議の期間内に合意に到達できない場合
には、いずれの一方の当事者も、ジュネーヴ取極第十一条
(4)の規定に従い、繊維監視機関にその問題を付託するこ
とができる。このような行動をとることとする当事者は、他
方の当事者に対し、その意図を直ちに通告する。

3 いずれか一方の当事者が、ジュネーヴ取極の規定にかんが
み、この協定の規定の適用の結果として第三国に比し不衡平
な立場に置かれていると認める場合は、当該当事者は、1に
規定する条件の下で、他方の当事者に対して協議を要請する
ことができる。

第五条

1 両当事者は、この協定を成功裡に実施するため、双方の繊
維製品の貿易に関するすべての有益な情報を交換する。

2 両当事者の代表は、両当事者間の繊維製品の貿易の漸進的
自由化及び秩序ある拡大を確保することを目的として、この
協定、この協定の実施及び両当事者間の繊維製品の貿易の進
展を全般的に検討するために、いずれか一方の当事者の要請
に基づいて、かつ、少なくとも一年に一回会合する。

pending the conclusion of consultations.

(v) The consultations referred to in this
paragraph shall be held as soon as possible
and normally within 60 days of the request
for such consultations. In the event that
the Parties are unable to reach agreement
during such consultations either Party may
bring the matter before the Textiles Sur-
veillance Body in accordance with Article 11
(4) of the Geneva Arrangement. The Party
choosing to adopt such course of action shall
immediately notify the other Party of its
intention.

3. If, having regard to the provisions of the
Geneva Arrangement, either Party considers
that, as a result of the application of the
provisions of this Agreement, it is being
placed in an inequitable position as compared
with a third country, that Party may request
consultations with the other Party under the
conditions set out in paragraph 1 above.

ARTICLE 5

1. The Parties will exchange all useful in-
formation concerning their trade in textiles
for the successful implementation of this
Agreement.

2. Representatives of the Parties will meet
at the request of either Party and at least
once a year for a general overall review of
this Agreement, its implementation and develop-
ments in their trade in textiles, with a view
to ensuring progressive liberalisation and
orderly expansion of such trade.

第六条

効力発生、修正、終了並びに協定の適用地域

- 1 この協定は、両当事者が発効に必要な手続の完了を相互に通告した日の翌月の第一日目に効力を生ずる。この協定は、千九百七十七年十二月三十一日まで効力を有する。
- 2 この協定は、1に規定する方式に従つて効力を生じ、千九百七十五年一月一日から実施される。
- 3 (i) いずれの一方の当事者も、いつでもこの協定の修正を提案することができる。
- (ii) いずれの一方の当事者も、他方の当事者に対する少なくとも百二十日前の通告により、いずれかの暦年の終わりにこの協定を終了させることができる。
- 4 この協定は、共同体については、欧州経済共同体を設立する条約が同条約において規定されている条件に従つて適用される領域に適用される。

千九百七十六年七月九日にブラッセルで、ひとしく正文である日本語、イタリア語、英語、オランダ語、デンマーク語、ドイツ語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大鷹 弘

欧州経済共同体との繊維製品貿易協定

ARTICLE 6

1. This Agreement shall enter into force on the first day of the month following the date on which the Parties have notified each other of the completion of the procedures necessary for the purpose. It shall remain in force until 31 December 1977.
 2. This Agreement shall enter into force in the manner defined in paragraph 1 of this Article with effect from 1 January 1975.
 3. (i) Either Party may at any time propose modifications to this Agreement.
 - (ii) Either Party may, by giving at least 120 days' notice to the other Party, terminate the Agreement at the end of any calendar year.
 4. This Agreement shall apply, in the case of the Community, to the territories to which the Treaty establishing the European Economic Community applies on the conditions established in the said Treaty.
- Done at Brussels on the ninth day of July in the year one thousand nine hundred and seventy-six in duplicate, in the Japanese, Danish, Dutch, English, French, German and Italian languages, each of these texts being equally authentic.

For the Government of Japan:

(Signed) Hiroshi Ohtaka

欧州経済共同体との繊維製品貿易協定

欧州共同体理事会のために

ベネディクト・メイネル

六六〇

In the name of the Council of the European
Communities:

(Signed) Benedict Meynell

(日本国と欧州経済共同体との間の繊維製品の貿易に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、繊維製品の貿易に関する日本国政府と欧州経済共同体との間の協定（以下「協定」という。）第四条に従つて行われた協議の結果、次の規定が日本国政府と欧州経済共同体との間で合意されることを日本国政府に代わつて確認する光栄を有します。

1 日本国政府は、一時的措置として、次のことを行う。

(a) 付表ⅠのA部に掲げる繊維製品の欧州経済共同体（以下「共同体」という。）への輸出を同付表中に定めるところに従つて制限すること。

(b) 付表ⅠのB部に記載されている協議水準を超えるか又は超えそうな場合は、協定第四条に従つて更に協議を行うこと。この場合において、当該協議の結果として、日本国政府は、共同体の要請がある場合は、共同体又はその一部の構成国における市場攪乱の真の危険を除去するような方法で付表ⅠのB部に掲げる繊維製品の輸出を制限することが了解される。

2 1の規定により設定される数量制限枠は、付表Ⅱに規定するところから従つて日本国政府によつて実施される管理制度の下で運用される。

3 付表Ⅰに掲げる繊維製品で直ちに再輸出され又は域内で加工した後には再輸出されるものの輸入は、数量制限枠の対象に

に
なら
ない
繊維
製品
織
維
製
品
輸
出
の
平
均
配
分
貿易
の
伝
統
的
取
引
系
列
及
び
方法
の
維
持
数量
制限
枠
内
の
製
品
に
対
す
る
取
極
第
三
条
援
用
除
外
数量
制限
枠
の
未
使
用
分
の
移
し
替
え

ならない。ただし、当該繊維製品が共同体においてこの目的のために施行されている管理制度の下で、そのようなものとして輸入される場合に限る。

4 日本国政府は、数量制限枠が設定されている繊維製品の輸出が、特に季節的要因に妥当な考慮を払いつつ、毎暦年できる限り平均して配分されることを確保するよう努力する。

5 日本国政府と共同体は、日本国と共同体との間の貿易の伝統的取引系列及び方法が維持されることが確保されるようあらゆる可能な措置をとる。

6 共同体は、付表Iに記載されている数量制限枠が設定されている製品に関し、千九百七十三年十二月二十日にジュネーヴで作成された繊維製品の国際貿易に関する取極第三条の規定を援用しないものとする。ただし、共同体の関係構成国に関して付表Iで設定されている数量制限枠が尊重されることを条件とする。

7 いずれの暦年においても、数量制限枠の未使用分は、次に規定する条件の下で他の数量制限枠に移し替えることができる。

(a) いずれかの特定種目に対する数量制限枠は、いずれの暦年においても、他の数量制限枠からの移替えにより、最大限七パーセントまで増大することができる。

(b) 数量制限枠の一部であつて、いずれかの暦年に使用されないものは、同一の製品に対して設定された翌暦年の数量制限枠に十パーセントの限度内で繰り越しかつ追加すること

とができる。

(c) 繰入れは、同一の製品に対して設定された翌暦年の数量制限枠から十パーセントの限度内で認められる。繰り入れた数量は、当該製品に対する翌暦年の数量制限枠から控除される。

(d) 移替え、繰越し及び繰入れに関する前記の弾力性規定の適用の結果、いずれかの暦年において、いずれかの種目に對する数量制限枠が、その暦年の当該種目に對する数量制限枠の十五パーセント以上を超えてはならない。

(e) 日本国政府又は共同体が前記の移替え、繰越し及び繰入れの規定を利用することを希望する場合には、他方の当事者に対して文書による事前通告を行う。

8
(1) 数量規制の実施は、統計上の問題に関する相互の協力に依存するところが大きいことが認められる。したがって、日本国政府と共同体は、要請があれば、相互に入手可能な統計資料を速やかに提供する。

(ii) 日本国政府は、特に、共同体に対し、四半期単位で（又は合意される他の間隔で）、付表 I の A 部に掲げる繊維製品の日本国から共同体への輸出に関するすべての船積承認量の正確な統計情報を提供する。

(iii) 共同体は、同様に、四半期単位でこれらの繊維製品の共同体への輸入に関する正確な統計情報を提出する。

9 日本国政府及び共同体は、設定された数量制限枠の維持又は修正の必要性についての検討を行うため、いずれか一方の要請に基づいて相互に協議を行う。両当事者は、また、数量

両当事者の法令による規定
実施

規制の実施に関するいかなる問題に関しても、いずれか一方の要請に基づいて協議を行う。

10 前記の規定は、日本国政府と共同体により、両当事者のそれぞれの法令に従つて実施される。

本官は、貴官が前記のことを欧州共同体理事会に代わつて確認されれば幸いであります。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

千九百七十六年七月九日にブラッセルで

欧州共同体日本政府代表部公使 大鷹 弘

欧州共同体委員会第一総局D局局長

ベネディクト・メイネル殿

付表 I A 部

共同体標

種目共通関税 番号番号	品 目 名	規制単位	構 成 国	数 量	制 限
1 五・〇四	人造繊維の織物（長繊維の糸で織つたものに 限るものとし、第五・ 〇一号又は五・〇二号 の単繊維又はストリッ プの織物を含む。） — ex A、合成繊維の もの （脚注参照）	キログラム	西 独 フランス イタリア ベネルックス 連合王国 アイルランド	一九七五年 一九七六年 一九七七年	一、四〇〇 四九三 四一二 五三六 一、一七五 八六三 一二一 五〇〇 四五〇 三二〇 一九〇 一七〇 一五〇 一三〇
2 五・〇九	綿 織 物	キログラム	西 独 フランス イタリア ベネルックス 連合王国 アイルランド	一九七五年 一九七六年 一九七七年	一、四〇〇 四九三 四一二 五三六 一、一七五 八六三 一二一 五〇〇 四五〇 三二〇 一九〇 一七〇 一五〇 一三〇
五 六・〇七	— 人造繊維の織物 — A、合成繊維の もの	キログラム	西 独 フランス イタリア ベネルックス 連合王国 アイルランド	一九七五年 一九七六年 一九七七年	一、四〇〇 四九三 四一二 五三六 一、一七五 八六三 一二一 五〇〇 四五〇 三二〇 一九〇 一七〇 一五〇 一三〇

欧州経済共同体との繊維製品貿易協定

デンマーク	九〇一	九五〇	一、〇〇〇		
欧州経済共同体	一、六六〇	一、三四五	一、五一〇	〇〇	

- (1) 千九百七十五年及び千九百七十六年については、第一種目の範囲は、「NIMEXE」番号〇五〇七一三、一五二、二三、ex二五（一平方メートル当たり七十グラムより重いポリアミッド及び一平方メートル当たり百グラムより重く、一平方メートル当たり二百グラムより軽いポリエステル）、二七二、三三、三四、三六、四二、四六、四八である。
- (2) 千九百七十七年については、第一種目の範囲は、「NIMEXE」番号〇五〇七二、二三、ex二五（一平方メートル当たり七十グラムより重いポリアミッド及び一平方メートル当たり百グラムより重く、一平方メートル当たり二百グラムより軽いポリエステル）、二七三、三三、三四である。

付表 I A 部

地域 枠

地域 枠

種目 番号	共通関税番号	品 目 名	規 制 単 位	構 成 国	数 量 制 限 枠
3 五三〇七 （「NIMEXE」 番号一、一九）		梳毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）	一、〇〇〇 キログラム	独	一九七五年 一九七六年 一九七七年
					五〇〇 七五〇 一、〇〇〇

4	5 a	5 b	6
五八〇四	五八〇五 〔「NIMEXE」 番号五、五九六 一六九〕	五八〇五 （一六を除くすべ ての「NIMEXE」 番号）	ex 六・〇一 ex 六・〇二
パイル織物及びシエニ ール織物	細幅織物及び接着剤で 接着した縦糸のみから 成る細幅の織物類の 物品（第五八〇六号に 該当する物品を除く）	細幅織物及び接着剤で 接着した縦糸のみから 成る細幅の織物類の 物品（第五八〇六号に 該当する物品を除く）	オーバーコートタイプ 枚 の レインコート
二〇〇〇 キログラム	二〇〇〇 キログラム	二〇〇〇 キログラム	枚 数
フランス	イタリア	連合王国	イタリア
三〇〇	二〇〇	一二〇	千九百七十六年一月一日か ら千九百七十七年三月三十 一日までの十五箇月の期間
三一〇	二一二	一五〇	六〇〇〇〇〇
三五〇	二二五	一八〇	

イタリア向け一時的地域枠（終期：千九百七十七年三月三十一日）

付表 I B 部

協議水準

協議水準

共通関税 番号	品 目 名	単 規 位 制	構 成 国	量 (暦年)
五六〇五	人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く） I A、合成繊維のもの	一、〇〇〇 キログラム	西 独 フ ラ ン ス イ タ リ ア ベネルックス 連 合 王 国 デ ン マ ー ク アイルランド 欧州経済共 同 体	三、三五八 一、二〇〇 五〇〇 一、五二二 三六〇 七一 二 七六七四

付表Ⅱ

管理制度の詳細

- 1 日本国政府は、次の輸出規制制度を設定する。
 - (1) 通商産業省は、一年ごとに決定される数量制限^や枠まで、関係製品の確定販売契約を有する輸出業者に対して輸出承認証を発給する。
 - (2) 輸出業者は、このような輸出承認証なしに、関係製品の共同体への輸出を許可されない。
- 2 日本国政府は、関係製品の日本国から共同体への輸出に関する船積承認量を示す統計情報を共同体に対して四半期ごとに提供する。
- 3 更に、通常の税関書類並びに健康及び衛生上又は消費者保護のために要求される書類以外のいかなる書類も輸入時に要求されないとの条件で、日本国政府は、船積みが共同体の關係構成国に対する数量制限^や枠の一部であることを証明し、かつ、各船積貨物に添付される英文の「輸出証明書」を発給する。この規定は、自由にかつ遅滞なく付与された統計目的のための輸入書類のいかなる要求をも、その要求が普遍的に適用される限り、排除するものではない。
- 4 見本が添付されている「輸出証明書」は、次の事項を明記する。
 - (1) 仕向地
 - (2) 一連番号

- (3) 輸出業者名
- (4) 輸入業者名
- (5) 製品の品目名
- (6) 量 (規制単位による。)
- 5 一又は二以上の第三国を経由し、かつ、「輸出証明書」が添付されていない当該製品の共同体への流入が当該輸出規制の目的を害する場合には、日本国政府は、その事態を有効にかつ速やかに救済するために共同体と協議を行う用意がある。

付表Ⅱの別添

日本国からの輸出証明書

日本国からの輸出
証明書

日付

欧州経済共同体 (構成国名) 向けの

輸出証明書番号

番号

輸出承認証番号

1 輸出業者名

2 輸入業者名

3 品目番号及び品目名

4 量

日本国を原産地とする上記積荷は、欧州経済共同体 (構成国名) 向け輸出枠の一部であり、その枠から差し引かれたことを証明する。

参照
船 船
積 名
日 名

職 署

名 名

(共同体側書簡)

(EC Letter)

Brussels, July 9, 1976

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

Sir,
I have the honour to acknowledge the receipt of your letter of today's date which reads as follows:

(日本側書簡)

"(Japanese Letter)"

本官は、更に、前記のことを欧州共同体理事会に代わつて確認する光栄を有します。

I have further the honour to confirm the foregoing on behalf of the Council of the European Communities.

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

I avail myself of this opportunity to extend to you, Sir, the assurance of my high consideration.

千九百七十六年七月九日にブラッセルで

For the Council of the European Communities

欧州共同体委員会第一総局D局局長

(Signed) Benedict Meynell

ベネディクト・メイネル

欧州共同体日本政府代表部公使 大鷹 弘毅

（参 考）

この協定は、繊維製品の国際貿易に関する取極（昭和四十九年多数国間条約集及び条約集第二三一〇号参照）の規定に基づいて日本国と欧州経済共同体との間の繊維製品の貿易の秩序あるかつ衡平な発展を確保することについて両政府間の了解を確認したものである。